

市が決定する



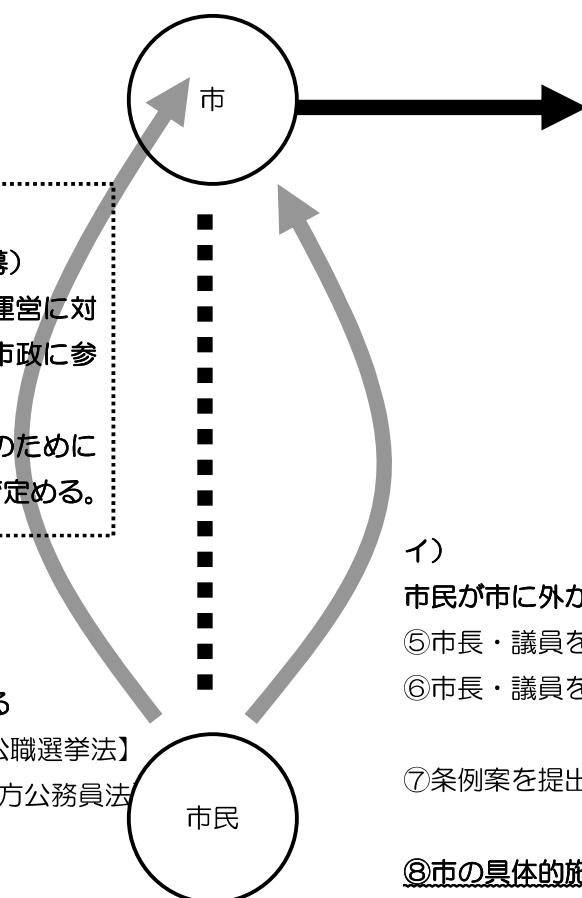
市民が外から参加
(条例7条1項)

川口市自治基本条例
(附属機関等の委員の公募)
第7条 市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する。
5 市民の市政への参加のために必要な事項は、別に条例で定める。

ア)

市民が市の構成員になる

- ①市長・議員になる【公職選挙法】
- ②地方公務員になる【地方公務員法】
- ③審議会委員になる**
- ④市の政策を決める（市民投票）



イ)

- 市民が市に外から働きかける
 - ⑤市長・議員を選ぶ【公職選挙法】
 - ⑥市長・議員を解職する【自治法】
 - ⑦条例案を提出する【地方自治法】
 - ⑧市の具体的施策に意見を表明する**
(パブリックコメント、行政手続等)
 - ⑨市の政策一般に意見を提出する**
(市長への手紙等)

川口市自治基本条例

(附属機関等の委員の公募)

③ 第20条 市長その他の執行機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、可能な限り市民から公募しなければならない。

川口市自治基本条例

(市長その他の執行機関の役割及び責務)

⑧ 第19条 市長その他の執行機関は、市政に関する重要な事項について、説明会、懇談会、パブリック・コメント手続、アンケート調査その他の効果的な方法により、市民の意見を聴取し、市民の意思の把握に努めるとともに、当該市民の意思を行政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長その他の執行機関は、市民から市政に対する意見が提出されたときは、これを尊重するとともに、これに誠実に対応しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、前2項の規定に基づき市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

⑨

意見聴取手続と意見提出手続

(8)

川口市自治条例

第19条 市長その他の執行機関は、市政に関する重要な事項について、説明会、懇談会、パブリック・コメント手続、アンケート調査その他の効果的な方法により、市民の意見を聴取し、市民の意思の把握に努めるとともに、当該市民の意思を行政運営に反映させるよう努めなければならない。

(9)

2 市長その他の執行機関は、市民から市政に対する意見が提出されたときは、これを尊重するとともに、これに誠実に対応しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、前2項の規定に基づき市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

意見聴取手続（19条1項）

市民の意思の把握（努力義務）
市民の意思の行政運営への反映（努力義務）
市民が表明した意見に対する考え方及びその対応結果の公表（努力義務）

市民の意見の聴取
ア) 市政に関する重要な事項
イ) 説明会、懇談会、パブリック・コメント手続、アンケート調査その他の効果的な方法

意見提出手続（19条2項）

市民の意見の尊重・誠実な対応（義務）
市民が表明した意見に対する考え方及びその対応結果の公表（努力義務）

市民の意見の提出
ア) 市政に関する事項
イ) [方法について指定せず]

市民参加条例で規定するべき事項

ア) 意見聴取・意見提出にかかる事項とは何か

イ) 意見聴取・意見提出の手続にどんなものがあるか

ウ) どんなときにどの手續を実施するのか